

食品添加物表示制度に関する検討会
第8回議事録

消費者庁食品表示企画課

第8回食品添加物表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：令和2年1月27日（月）16:00～18:00

場 所：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

1．開 会

2．食品添加物表示制度に関する検討会報告書 骨子（案）について

3．閉 会

○西島座長 定刻となりましたので、第8回「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、稲見委員が業務の都合上、欠席と連絡がありましたので、私も含めて10名で進めさせていただきます。

それでは、カメラ撮影のみの方がいらっしゃるようであれば、こちらで御退席をお願いいたします。傍聴登録済みの方は、傍聴席へお移りいただきますよう、お願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 それでは、事務局より資料の確認をさせていただきます。

前回に引き続きまして、本日の検討会資料は、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図る観点から、事前に消費者庁ウェブサイトに掲載しており、傍聴者の皆様には会場で資料をお配りしておりません。委員の皆様にのみ資料をお配りして進めさせていただきます。御理解・御協力よろしくお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表、委員名簿。

それから、資料として、「報告書の骨子案（各論点の議論の整理）」、それから、参考として、「生鮮食品に使用される食品添加物について」。

さらに、上田委員提出の「「食品添加物表示制度に関する検討会」取りまとめにあたっての意見」、武石委員提出の「食品添加物表示制度に関する検討会のとりまとめにあたって」。それから、生鮮食品に関しまして、坂田委員から質問書が提出されております。この質問書は委員への机上配付とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申し付けください。

それでは、ここからの進行につきましては、西島座長にお願いしたいと思います。

○西島座長 改めまして、皆様、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の検討会の進め方ですが、まず、「報告書の骨子案（各論点の議論の整理）」について御議論いただき、皆様の意見を確認したいと思います。

なお、残りの時間で、本検討会の論点ではありませんが、委員から御質問があったので、「生鮮食品に使用される食品添加物」について、消費者庁から報告いただきます。

なお、上田委員、武石委員からの提出資料については、適切なところで、事務局説明の後に御説明の時間をとりたいと思います。簡潔に説明をお願いいたします。また、坂田委員からは、生鮮食品関連で事務局に対して質問事項がありますので、「報告書の骨子案（各論点の議論の整理）」について一通り議論が終わった後に、生鮮のところでお対応いただきたいと思います。

以上が本日の流れです。

それでは早速、報告書の骨子案について、事務局より説明をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 資料の「報告書の骨子案」を御用意ください。

本検討会では、論点ごとに委員の皆様に御議論いただき、様々な角度から多くの御意見を頂きました。今回の資料の表題は「骨子案」としてありますが、頂いた御意見を基に、本資料において各論点の議論の整理の方向性の案をお示しし、これについて本日御議論いただいた上で、各論点につきまして整理させていただきたいと考えております。そして、本日整理された結果に基づきまして、報告書の素案を事務局で作成し、次回以降で報告書の素案を御議論いただきたいと考えております。

資料を1枚おめくりください。

こちらの資料は、食品添加物の表示が置かれている状況を、食品表示法の基本理念、これまでの検討会における意見、それから、消費者委員会食品表示部会と、大きく3つの観点から整理したものです。

上段の楕円形は、食品表示法の基本理念（第3条）を示しています。本検討会における留意事項は、この基本理念から引用しております。検討会の留意事項は、添加物の表示は自主的かつ合理的な選択のための表示であること、消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であること、小規模事業者への配慮及び食品関連事業者間の公正な競争の確保、以上、3つを検討会の留意事項として挙げているところです。

3点目の小規模事業者への配慮や公正な競争の確保につきましては、その前提として、基本理念を示しました食品表示法の第3条の条文中には、「食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ」ということが記載されております。これら基本理念が表示制度を考える上で留意すべき内容ですので、まず上段に位置付けております。

続きまして、中段の楕円のところですけれども、ヒアリングを含めてこれまでの検討会で挙げた意見から引用したものです。まず、知る権利に関して使用目的が知りたいという意見や一括名や簡略名・類別名を廃止して物質名で表示すべきという意見が挙がりまして、一方で、物質名で表示しても、それが意味することが理解できないという意見もありまして、消費者ニーズは多様であるというところが改めて示されたところです。

さらに、消費者にとって表示されていることによる安心感があるという意見もありました。そういった意見もありながら、見やすさ・分かりやすさのバランスも必要という意見があり、見やすさ・分かりやすさのバランスは、表示制度を考える上で中心となる部分とも考えられますので、その観点から、事業者が実行可能なのか、制度を変えることによる事業者負担はどの程度なのかを考慮する必要もありますし、見やすさ・分かりやすさのバランスを考える際には、例えば高齢化が進んで文字のサイズに配慮が必要であること、ニーズが多様であっても、表示可能面積は考えなければいけませんし、特に最近の傾向としては、個食化によって容器包装が小さくなってきているという現実的な問題も、事業者・消費者双方から意見として挙がっております。

さらには、30年以上続けられた現在の表示制度はなじみもあって、制度を変えることによってより分かりにくくなることも考えられるため、現状維持を望むといった意見もありました。

加えまして、表示制度のみならず食品添加物に対する消費者理解が進んでいないことや、国際的な観点から表示制度を比較すべきという意見も挙がっております。

以上申し上げたところが検討会に挙げた意見から引用したもので、さらに、この資料の下段の部分ですけれども、食品表示制度は、この検討会とは別に、分かりやすく活用されるために、表示の全体像を検討する場が将来的に設けられている状況です。下段の楕円のところでも、食品表示制度は、消費者委員会食品表示部会で、表示の全体像、例えばウェブの活用だったり、表示事項間の優先順位といったところが、今後見やすく活用される表示のために議論がされる予定です。

各論点の方向性を整理する上で、表示が置かれている状況を今一度整理させていただきました。

1枚おめくりください。

こちらのページでは、タイトルは報告書の骨子案としておりますが、構成案とお考えください。報告書の構成は、過去に消費者庁で実施した遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書を参考にしております。

構成として、まず1のところで、「はじめに」。この部分には本検討会が開催された背景を中心に記載を考えております。

2のところで、「食品表示制度の基本的な考え方」。この部分には、添加物そのものは国が使用を認めたものが使用され表示されていること。それから、添加物の表示は選択のためであるといったこと。こういったことを2のところで記載を考えております。

3のところで、「食品添加物制度をめぐる事情」とありますけれども、ここについては、第1回検討会で使用しました「食品添加物表示制度をめぐる事情」という資料がありますので、その中から表示制度が定まってきた経緯や国際的な添加物の表示制度の状況の記載を考えております。

そして、4のところで、「今後の食品添加物表示の方向性」とありますけれども、ここで各論点について、現状制度の概要と、赤文字で示しておりますけれども、「整理の方向性」を記載する予定です。この「整理の方向性」の部分が、本日、委員の皆様にご議論いただく部分です。

そして、5の「おわりに」で、検討会の振り返りなどを記載する予定です。

以上が報告書の大まかな構成案です。

1枚おめくりください。

このページからが、「各論点の整理の方向性（案）」です。まず論点1の「一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方」、それから、論点2の「用途名表示の在り方」、これらは第4回と第6回の検討会で一緒に御議論いただいた内容ですので、まとめた形で整理案を示しています。枠の中が整理の方向性です。整理の方向性としては、論点1、2については、「コーデックス規格に基づく表示にした場合には、消費者になじみのない表現や複数の働きを持つ添加物があること及び表示可能面積の観点から、現時点では、現行の表示制

度を大きく改正することは困難としつつも、使用した添加物を知りたいという意見もありますことから、義務表示事項としてではなく一括名や使用用途に関する情報提供を推進し、また、その方法を検討することが適当」という案を示させていただきました。

情報提供の方法については、ウェブの活用や丁寧なお客様への問合せへの対応が考えられますが、今後行われる消費者委員会食品表示部会の「食品表示の全体像」の議論も参考に、事業者の取組を推進したいと考えております。

この整理案をベースに、背景の部分として、消費者意向調査の結果、そういったものを報告書の中に盛り込むことを考えております。例えば、消費者意向調査の中で、お弁当の表示例を示した場合の比較、現状の表示制度による表示とより詳しく表示した場合に、現状の表示制度による表示を選んだ方が4割5分ほどいたような状況、それから、一方でより詳しく表示したものを選んだ方が2割5分ほどいたような状況、それから、それぞれどちらかを選んだ理由として、現状の制度を見やすいと回答された方は、物質名で書かれていても分からないといった理由だったり、あまり詳しく書かれても判断できないとか、それから、簡潔で見やすいといった理由を挙げていました。

一方で、より詳しく表示した例が見やすいと回答された方は、後で調べることができる、詳細が知りたい、気にする人は詳細に書かれている方が安心できる、といった理由を挙げていました。

それから、消費者意向調査の中で用途名に関する質問もしております。用途名については、現状の8用途よりもより拡大を求める意見は3割ほどでありました。一方、現状の制度を求める意見は2割5分ほどあって、最も多かったのは気にしていないという意見が4割ほどありました。用途名について、現状よりも拡大を求める回答をされた方は、情報が多い方が判断しやすい、詳しく知りたい、理解が進む、安心できる、といった理由を挙げていました。一方で現状の8用途を選んだ方は、細かく書かれても分からない、全て書いても買物の際に用途全てを確認するのは現実的ではない、表示が増えるとかえって読みにくくなる、といった理由を挙げていました。

こういった意向調査のデータについて、グラフや表も混ぜて報告書に盛り込んでいきつつ、これから、消費者委員会食品表示部会で表示の議論がなされる、そういったことも併せて報告書の中に記載していくことを考えております。

また、この検討会のヒアリングで挙げた御意見、消費者系のヒアリングでは、現状維持という御意見と一括名表示や簡略名・類別名表示を見直して物質名表示という意見が分かれていました。事業者系のヒアリングでは、現状維持を望む声が多い中、将来的な国際整合性という意見もありましたし、消費者は使用目的を知りたいのではないかという意見もありました。

さらには、委員の皆様の御意見、特にこの検討会ではコーデックスの表示例をベースに御議論いただきましたので、番号制の導入やコーデックスの機能分類、ウェブの活用など、様々な御意見がありました。番号制の導入やコーデックスの機能分類をそのまま日本の表

示制度に取り込んでいくことは、文字数が大幅に増え、表示可能面積や分かりやすさの観点から困難であるといった御意見、一方で、用途名も添加物は複数の働きを持つものがあるという状況で知りたいという消費者がいるのだから情報提供は当然やるべきという御意見、ただし、ウェブの使用については、消費者委員会食品表示部会で今後議論されること、ウェブ環境がまだ整備されていない事業者や消費者もいる状況、こういった意見を報告書にできるだけ取り込んでいきたいと考えております。

ただし、整理案で示しましたウェブによる情報提供については、例えば全てをリアルタイムで提供することは実行可能性の観点から考慮すべき点はあると思いますので、どこまで情報提供するかといったところも含めて、整理の方向性についてこの場で御意見を頂ければと考えております。

1枚おめくりください。

続きまして、論点3の添加物の「不使用」、「無添加」に関する表示についての整理の方向性です。添加物不使用の表示の在り方については、第5回、第6回検討会で御議論いただきました。何らかの規制が必要だろうというところは、委員の皆様同じ方向性だと考えております。また、用語による消費者の誤認もあるという点も、委員の皆様のお考えは同じ方向性だと考えております。

論点3の整理の方向性としては、表示すべき事項の内容と矛盾する、また、内容物を誤認させるような「無添加」等の表示を無くしていくために、食品表示基準第9条の「表示禁止事項」に当たるかどうかのメルクマールとなるガイドラインを策定することが適当。それから、食品衛生法とのそご、消費者の誤認防止の観点から、食品表示基準にある「人工甘味料」だったり、「合成着色料」という言葉がありますけれども、「人工」、「合成」の用語を削除することが適当、という整理案を提示させていただきました。

添加物の「不使用」の表示については、消費者意向調査において、添加物不使用の表示を参考としている消費者が5割ほどいました。この消費者意向調査は1万人を対象としているわけですから、その半分の5,000人ほどいるという状況。その5,000人のうちの約7割の方が「添加物不使用」という表示に関して、安全で健康に良さそうという回答をしています。また、その5割のうちの約2割5分の方ですけれども、その方は「合成」や「人工」という表示があるとその商品を避けてしまうといった意見を挙げておりました。さらには、「〇〇不使用」とある表示を見ると、全く添加物を使用していないというふうに捉える方や、ほかの食品と比較すると使用している添加物が少ないという印象を受けている状況、つまり、正確に理解されていない状況があります。第3回の事業者ヒアリングで、添加物は複数の組合せで効果を発揮するものもあり、使用する種類が少ないことと使用量が少ないことは必ずしも一致しないというお話もありました。

「添加物不使用」の表示については、消費者ヒアリングにおいても不要という意見が挙がっておりまして、事業者ヒアリングにおいても、罰則を備えた禁止の規定を設けること、消費者庁が示しているQ&Aに問題があるため、廃止や改正を求める意見が挙がっておりま

す。また、実際に塩や砂糖の製造過程においても添加物が使用されている現状からすると、無添加表示をできる食品は限られるのではないかという意見も挙がっております。さらに事業者ヒアリングでは、「人工」、「合成」の用語のほかに、「化学調味料」の用語についても規制を求める意見が挙がっています。委員の皆様からも、「添加物不使用」の表示について、特に誤認させるような表示に関しては、規制を求める意見が多く挙がっております。特に「不使用」表示の考え方が非常に曖昧で、消費者庁が示しているQ&Aの記載に様々な原因が存在していることから、改正や廃止を求める意見、「添加物不使用」表示に関して、表示禁止事項のメルクマールとなるガイドラインを策定という意見も多く挙がっております。

また、ガイドラインの策定に当たりましては、コーデックスが示している強調表示のガイドラインを参考にしてはどうかという御意見、実際に添加物を使用せずに食品を製造している事業者も存在するため、根拠資料を残せば「不使用」の表示ができるようにする、こういった意見も挙がっております。さらに、既存の公正競争規約にも原因があるのではないかという意見もありました。

用語に関しましては、「人工」、「合成」、これらの用語が一括表示枠内に、例えば「人工甘味料」、「合成着色料」といった表示がされている食品は目にすることがないことと、天然と化学合成品とに差を設けないとする昭和63年当時の添加物表示を全面導入したときの考え方とも矛盾していることから、削除すべきという意見が多く挙がっております。

こういった御意見、それから、消費者意向調査の内容をこの整理案を基に報告書に記載していきたいと考えております。

1枚おめくりください。

続きまして、論点4の栄養強化目的で使用した添加物の表示についての整理の方向性です。枠の中に整理の方向性の案を示しております。

栄養強化目的で使用した添加物を知りたい消費者がいることや、表示義務がある食品と表示義務がない食品が存在することが消費者には分かりにくいことから、表示を要しないという規定を見直し、全ての加工食品について義務表示とする方向で検討することが適当。

表示義務化を検討するに当たって、具体的には、(1)現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響についての実態調査を行い、(2)として、表示事項間の優先順位、スペースの問題等に関する消費者委員会食品表示部会の「表示の全体像」の議論を踏まえ、結論を得ることが適当、という整理案を提示させていただきました。

栄養強化目的で使用した添加物に関しましては、前回の検討会で御指摘がありましたけれども、背景となる消費者意向調査は行っておらず、消費者の意向が分からないため、論点1、2、3のところの資料に示した背景はここには記載しておりません。

検討会では、まず消費者ヒアリングで意図的に添加物を使用しているのであれば、栄養強化目的であっても表示すべき、食品によって表示義務の有無に違いがあるのは分かりにくいという意見がありました。事業者ヒアリングでは、栄養強化目的で使用した添加物の

表示に特化した意見は挙がっておりませんが、表示制度は総じて現状維持という御意見がありました。

また、前回、皆様に御議論いただいた際には、現行の規定、つまり、表示義務がある食品と表示を要しない食品があることは論理的ではない、添加物としていない国であっても、使用したビタミン、ミネラルは表示されている。しかも、日本ではビタミンやミネラル、アミノ酸を添加物としているのだから使用したら表示すべき、栄養強化で使用した添加物の表示を要しないとしていることで、栄養強化目的以外の用途で使用している場合であっても、栄養強化目的の理由により表示していないケースがあるのではないかという、表示の信頼感に関する御意見もありました。消費者系の委員からは総じて使用しているものは表示すべきという意見がある中で、栄養強化目的で使われた添加物に関する消費者意向調査の設問は設けておらず、また、表示を要しないという規定を見直し、表示義務を課すことによる事業者への影響の程度、さらには、現時点でどれくらいの事業者が「表示を要しない」という規定に沿って表示をしていないのか、あるいは、「要しない」という規定に関係なく表示を行っているかという実態調査が必要という意見もありました。そして、実際に表示をしていく場合には、栄養といった用途は表示せず、単にビタミンAなど簡略名等を含む物質名で表示してはどうかという意見もありました。さらに、監視指導の観点から義務化を検討するに当たっては、資料の基準となるものを求める意見もありました。そして、「食品表示一元化検討会報告書」による省略が認められる事項を見直す場合には、優先順位が高いかどうかの議論もあるのではないかという意見も挙がっております。

こういった意見も取り込みつつ、この栄養強化の目的で使った添加物について、提示案に対する意見を盛り込みながら、報告書を作成していきたいと考えております。

1枚おめくりください。

続きまして、論点5の「食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育」についての整理の方向性です。消費者教育についても、前回の検討会で御議論いただきましたが、これはやって当然というところで、方向性としては3つ示しておりますけれども、表示制度の普及に併せて、行政機関、事業者、消費者団体が連携して世代別のアプローチを行っていくことが適当。

特に府省庁間の連携、食育を通じた取組、学生のみならず栄養教諭、栄養士等の専門職を対象とすることが適当。

添加物表示の普及啓発と併せて、食品添加物の安全性に関する普及啓発を行うことが適当、と整理の方向性を提示させていただきました。

消費者教育については、消費者庁で実施している消費者意向調査においても、添加物が国で使用が認められているものだけが使用されているということが十分に理解されていない実態があります。

また、論点5の資料には記載しておりませんが、先ほどの論点3の資料中の「添加物不使用」表示のところで申し上げたところですが、「〇〇不使用」という表示に関し

て、一部の消費者が正確に理解していない状況、こういったことも普及啓発が必要な背景としても挙げられると考えております。

検討会では、消費者ヒアリングで、特に学校教育での普及啓発が不足していること、他省庁、具体的には厚生労働省や文部科学省との連携が必要であること、消費者庁で分かりやすい資料を作成してはどうか、という意見が挙がっております。また、事業者ヒアリングでは、国が添加物の安全性や使用目的などについて積極的な普及啓発の取組を行うべきという意見が挙がっております。委員の皆様からは、リスクコミュニケーションや広報活動の強化、学校教育、行政間の連携、事業者団体や消費者団体との連携と、多くの意見が挙がっており、普及啓発に関しての方向性は、皆様大体同じ方向性かと認識しております。

その中で、特に関心のない人たちへどう伝えるのか。そもそも消費者と専門家との認識の違いがある、こういったことは意識しなければならないといった意見も挙がっております。特に事業者との連携に関しては、武石委員から、食育の推進を積極的に進めるとともに、加工食品の安全性や食品表示等をテーマとした活動を展開していくために、製造者や流通系の15団体を会員とした「加工食品食育推進協議会」を発足したことについて紹介がありました。また、今後、食品のリスクコミュニケーションについて、行政を含むステークホルダーと連携して積極的な取組を始めた加工食品メーカーもあると聞いております。

消費者庁といたしましては、こういった取組とも連携をしていきたいと考えておりますし、また、府省庁間の連携に関しては、食育に関しては農林水産省が積極的に行っておりますが、その活動に消費者庁や他の省庁とも連携していくこと、特に以前の検討会資料で、文部科学省の「中学生の学習指導要領」の中には「表示の理解」という記載もありましたので、子供や学生をターゲットとするとともに、学校教育関係者、先生や栄養関係職員に対してどのように入り込んでいくかということを検討していきたいと考えております。

さらには、この検討会は添加物の表示の在り方を検討する場ですので、普及啓発も表示が主となっておりますけれども、表示の普及啓発に併せて、どのような食品にどのような添加物が使用されるのかといった情報を普及していくとともに、消費者庁と行政機関のウェブサイト、添加物が使用される状況に関する情報を通知させること、こういったことはこれから進めていきたいと考えております。普及啓発に関する整理の方向性の案を基に、こちらの多く挙げた意見を取り込みながら、報告書に記載していきたいと考えておりますので、整理の方向性の案についての御意見をお願いいたします。

それから、次のページ以降の資料は、これまでの検討会で挙げた意見の抜粋で、それぞれの論点に関する意見を論点ごとにまとめておりますが、時間の都合上、個々に読み上げることはいたしません。事務局からの説明は以上です。

○西島座長　ありがとうございました。

続いて、報告書を取りまとめるに当たって、上田委員、武石委員より意見書の提出がありますので、上田委員、武石委員の順に御説明をお願いします。

それでは、上田委員からよろしくお願いします。

○上田委員 それでは、意見書を提出させていただきましたので、説明をさせていただきます。

まず、論点１と論点２でございますけれども、物質名表示を原則としながら、一括名、簡略名・類別名での表示が可能な現在の表示制度は、視認性、正確性の点で利点が大きいと考えられ、また、消費者意向調査の結果等からも一定レベルで定着していると考えられますので、基本的に維持するのが妥当だと考えます。

物質名あるいは用途を知りたい消費者の方々は、食品事業者へ問い合わせいただくのが適当であると考えます。また、一括名や簡略名・類別名の対象となる物質及び食品添加物の使用目的について、消費者庁のウェブサイト等で消費者の方々に普及するのが有効だと考えます。

論点３でございます。（１）ですけれども、「ガイドライン策定により国としての指針を示し、消費者の方々の誤認を防止していく」ことが方向性として示されました。適切なガイドラインの策定につなげるためにも、食品表示基準第９条あるいは第７条に基準を設けることが適切でない理由について整理し、明確にしておく必要があると考えます。

（２）です。任意の表示であっても、「使用しているものを表示する」ことを表示の基本とするべきと考えます。原料の産地を強調して「〇〇産の原料を使用していない」と表示がされることはありません。食塩、糖類を対象とした「使用していない旨」の任意表示については、健康増進のためという社会的なコンセンサスを背景として、一定の制約の下に許容された例外的なものと考えerべきです。食塩、糖類については、元々栄養素として一定量以上必要であること、及び摂取過多の懸念があることが消費者の方々に広く理解されているので、食塩、糖類を対象として、「無添加」あるいは「不使用」の表示をしたとしても、誤認が起らないという特殊な事例だと考えます。また、表示できる条件が限定されており、むやみに係る表示ができないよう規制されております。

著しい誤認につながっている“単なる「無添加」”を含め無添加・不使用の表示は、本来は誤認を招く不適切な表示であることを前提にしてガイドラインを策定すべきと考えます。

（３）には、食品表示基準の禁止事項に抵触すると考えられる様々な誤認につながる表示を制限するための要件の例を、消費者庁の現在のＱ&Ａ、コーデックスの強調表示のガイドライン、しょうゆやドレッシングの公正競争規約、日本生活協同組合連合会の基準を参考にして、列挙させていただきました。

それから、続きまして（４）ですが、Ｑ&Ａの整理についてです。Ｑ&Ａの中の加工-232は、栄養成分表示に関連したＱ&Ａではありますが、食品添加物に係る無添加・不使用表示に関するＱ&Ａと混同されております。改定が必要だと思います。文章も、事実であればどのようなことを書いても構わないと受け取られかねないものになっております。

（５）です。ガイドラインが示される際には、通知に加えまして、事業者に徹底を図るための取組を消費者庁が行う必要があると考えます。同時に、各業種に対し、公正競争規

約の見直しや制定を促し、ガイドラインと規約の整合のための取組を実施する必要があると考えます。これらの事項を報告書中で明示しておくべきと考えます。意見書では名称を間違えております。「公正競争規約」に訂正しておいてください。よろしくお願いします。

最後に、食品表示基準別表第6及び第7を改正し、人工、合成を冠した用途名を削除すべきと考えます。

論点4ですが、表示免除の対象から外すことを検討する場合は、食品添加物表示制度と栄養成分表示制度における当該食品添加物の位置付けをしっかりと整理した上で、制度設計を行う必要があると考えます。

論点5ですが、これは前回の検討会で意見したものと内容は全く同一でございます。

2番目にありますように、食品添加物についての普及・啓発に当たり学校教育が重要だと考えます。家庭分野での授業、学校給食、食育等を通じて食品添加物の役割、リスク管理の仕組み等について正確な普及・啓発が進むよう、消費者庁が中心となって、各省庁の連携の下に、学校における普及・啓発に取り組むことが必要と考えます。

「学校給食衛生管理基準」の見直しを、ぜひ消費者庁より文部科学省に申し入れていただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○西島座長 ありがとうございます。

続きまして、武石委員をお願いします。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。提出させていただきました資料に基づき説明させていただきます。

まず、前提として、食品添加物表示制度に関する検討会の取りまとめが行われ、報告書の骨子案が議論されるに当たって、以下のとおり意見書を提出しますということで、論点1～5についての基本的考え方は、既に、第6回、第7回検討会に提出した意見書のとおりであることを申し添えます。

ちなみに、今回、事前によく見ればよかったのですが、整理していただいた意見の論点3の整理で、12ページの資料ですね。私のところは、「用語も含めて現行維持」と書いてありますけれども、ガイドラインのところは、Q&Aかガイドラインで対応するといったのが今のセンターの意見でございます。そこはちょっと修正していただければと思います。

今回の意見の内容でございますが、1として、「制度の見直しは一括して整理、具体化すべきです」ということです。

今回の論点整理の1から5について、5の普及啓発を除いて、1から4については、個別に食品表示基準の改正等を行うのではなく、論点4に係る実態調査や食品表示の全体像についての議論も踏まえて、一括して整理、具体化するべきであると考えております。

当面、議論に多くの時間を割いた論点3の「無添加、不使用」についてのガイドラインの策定作業と論点4の調査を急ぎ、他の事項については、用語の問題も含め、論点3、論点4の整理ができたときに一括して整理すべきと考えます。

これは検討会が始まる時から主張しておりますが、頻繁な制度の見直しは事業者の表示切替のタイミングを遅らせるとともに、消費者にとっても分かりにくいと考えます。

このため、報告書を取りまとめるに当たっては、見直しの手順やスケジュール感についても分かりやすく整理し、消費者の方々や事業者に分かりやすいものとするべきと考えます。

2として、「食品表示の全体像の見直しとの整合性を図る必要があります」と、これも当初から主張しております。

今回の論点4につきましては、食品表示の全体像の議論も踏まえて検討するとされたところですが、本来、論点1から3についても、同様に全体像の議論も踏まえて（整合性を図って）検討すべきと考えております。

したがって、1で述べたように制度の見直しは一括して整理し、消費者委員会の食品表示部会に諮るべきだと考えております。

第1回の意見書でも述べたとおり、食品表示は一括表示として全体を消費者が商品選択の際に参考とするものであることを考慮し、論点1から論点4については、食品添加物表示を切り取った議論ではなく、食品表示全体を見通した検討が必要である旨を報告書に明記すべきと考えます。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明、それから、2名の委員の意見書の内容に関しまして、各委員から意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

武石委員どうぞ。

○武石委員 資料の作り方の順番ですけれども、2ページの取りまく状況はなかなか面白い整理をしていただいたと思っております。

ただ、これが1点だけちょっと気になるのは、確かに添加物については「自主的かつ合理的な選択」が概念のうちで一番該当するというのですが、消費者委員会の食品表示部会の優先順位なども考えると、この基本理念の中に食品の安全性が並んで重要だということをごどこかに記述しておくべきではないか。添加物はそれではなくて、選択の方の概念に当たるといいと思うのですけれども、並んで、大事な食品の安全性という概念もこの2ページには何らかの形で記載したらどうかなと思います。

次の3ページもちょっと細かいところですが、骨子案の表題のところ、「食品添加物表示制度」という、「表示」が入ったり入らなかったりとかですね。「制度」が入ったり入らなかったりしていますね。そこも整理したらどうかなということだと思います。

ついでにもう一点だけ、論点1、2のところですね。このところはこれから一番皆さんの議論になると思いますが、一括名表示の在り方なり用途名表示の在り方は、基本的にはここに整理してあるとおりでいいと思っておりますが、ウェブの活用等については、これから、まだ議論が結構あると思いますので、そういったものを盛り込んで、もう少し内容を膨らませたほうがいいかなと思っております。

○西島座長 中垣委員どうぞ。

○中垣委員 武石委員と同じようなことを言おうとしていたのですが、まず、事務局に確認したいのですけれども、2ページのこの図は、本日の議論の取りまとめの対象なのでしょうか。仮にそうだとすると、特に検討会における意見は、あれも入れろこれも入れろというような、あるいは、順番ではこっちが先だあっちが先だみたいな議論になりかねないなど、こう思っているのですけれども、この2ページはそうではなくて、議論する際に頭の片隅に置いてくれというような参考資料と考えればよろしいのでしょうか。

○西島座長 事務局いいですか。

○食品表示企画課長 中垣委員ありがとうございました。まさにおっしゃるとおりで、これは、議論をする際に頭のどこかに念頭に置いていただきたいということで、そういう意味で置いてあるものでありまして、報告書の中身になっていくようなものではございません。

○西島座長 中垣委員どうぞ。

○中垣委員 ありがとうございます。

その上で、今、武石委員がおっしゃった3ページについて議論をしたいのですけれども、2番の「食品表示制度の基本的な考え方」という記載ですが、食品添加物表示も食品表示制度の1つだということで、食品表示制度という言葉が使われていると思うのですが、誤解を生みかねないかと懸念します。制度というのだったら、「食品添加物表示制度」と言えばいいし、あるいは、2ページの考え方と言うと、「食品表示法の基本理念」という言葉を使えばいいのではないかというのが1点。

2番目は、3の「食品添加物制度をめぐる事情」という言葉が使われておって、遺伝子組換え表示食品の報告書に倣ったという説明があったので言いにくいのですけれども、「事情」というのはどうかなという意見です。「現状」なのか、「状況」なのか、「経緯と現状」なのか、何かそういう言葉の方がまだ報告書らしいのではないかというのが1点。

もう一点は、「食品添加物制度」というと、ポジティブリスト制度とか、食品衛生法の話から皆書かないといけないので、そうではなくて、これは「食品添加物表示制度」ではなかろうかということを申し上げたいと思います。

よろしく御検討いただければと思います。

○食品表示企画課課長補佐 まず、武石委員から御指摘いただいた点ですけれども、2番のところは、済みません、「食品表示制度」となっておりますけれども、ここは「添加物」が抜けておりましたので、訂正させていただきます。

それから、3のところも、「食品添加物制度」となっておりますけれども、こちらは「表示」という言葉が抜けておりますので、修正をさせていただきます。

「事情」のところですね。これに関しましては、報告書の素案を書く段階で、言葉は検討させていただきたいと思います。

済みません、もう一点だけ、この場で御確認させていただきたいのですけれども、武石

委員の御意見のところで、資料の12ページにあります、論点3の「ガイドラインに関する意見」のところの武石委員の意見で、「用語も含めて現行維持」というところが、「Q&Aの改定又はガイドラインの策定」という形で修正させていただければよろしいですか。

○武石委員 はい。

○食品表示企画課課長補佐 ありがとうございます。

○西島座長 よろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、資料の順番に従ってと思いましたが、これまでの検討状況から、次に論点3にさせていただいて、その次に論点4、1、2、5の順でよろしいでしょうか。

もう一回申し上げます。論点3をまずやりまして、その次に4、それから、1、2、5の順番で、これまでの検討会の議論された内容を踏まえてそういう形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、まず論点3の「無添加」、「不使用」の表示の在り方について、御意見をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局としては、ここら辺、方向性等何かありましたら。「整理の方向性」についてですね。おおむね、検討会の意見もこのような感じで進んできたと思いますが、ガイドラインの策定はいつぐらいから行うといったようなことが分かれば、教えていただきたいと思います。

○食品表示企画課長 ガイドラインの策定についてですけれども、今回御了承いただければ、資料にあるような方向で報告書として取りまとめて、年度内に公表をするということにしたいと思います。

我々として今考えているのは、まず年度明けに、食品表示基準にある「人工」、「合成」の文言を削除するというのを先にやりたいと思います。これについては、消費者委員会食品表示部会にお諮りしないといけないので、部会で議論をし、答申を頂いて、改正がされることになります。

その後に、無添加表示に関するガイドラインを策定するために、これは慎重に議論をしないといけない問題だと思いますので、またこのような形で有識者による検討会を開催して、しっかりと議論をして策定していきたいと考えているところです。

○西島座長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

中垣委員どうぞ。

○中垣委員 私ばかり発言して申し訳ないのですが、その方向性に異論があるわけではありません。ここで言うのが適切かどうかよく分からないのですが、武石委員から出された紙の中に、「用語の問題も含めて、論点3、4の整理ができたときに一括して整理すべき」ということが書かれております。

事業者の負担をできるだけ減らすというのは理解できるのですが、そもそも論点3は無

添加のガイドラインの話で、論点４の栄養成分の表示とは直接リンクするものではないのではというのが１つ。

２番目には、一括してやろうとすると、一番最後に実施するものに合わせなければならぬというような問題、すなわち、まとまったものについても実施できないというような問題もあるので、ここは事業者の負担をできるだけ軽減するような措置を講じる必要性は認めつつも、「一括して」というところまではなかなか取組が難しいのではないかと考えるのですが、いかがでございましょうか。

○西島座長 どうぞ。

○武石委員 まさしく、私もそのところを確認しようと思っていたのですけれども、今、ガイドラインの策定のスケジュール感の話が出ましたが、ぜひ、ほかの項目もスケジュール感をきちんと示して、最後、別表か何かで示すか何かで、その取組の方向性はきちんと示すべきだと思います。その上で、今おっしゃっていた論点３の「無添加」、「不使用」のガイドラインの検討と、あと、用語の問題は、また別なのではないかというお話がございました。

確かに、栄養成分とか「人工」、「合成」の用語の話は別だとは思いますが、結果的にその事業者は改版しなくてはならないわけで、恐らく、「無添加」、「不使用」についても、ガイドラインが示されれば、一定のその整理をして改版する事業者が出てくると思います。そういった意味では、一括してやることは、事業者から見ると後に全部ずれ込みさせようとしているのかと言われるかもしれませんが、中小事業者の方の負担を考えれば、一括してやるのが妥当かなということで、そこは、あえて、今回そういう形での要望、意見書を出させていただいたところです。

○西島座長 中垣委員いかがですか。

○中垣委員 報告書の書き方のような議論になりつつあるので、具体的な報告書（案）の段階で議論したらいいと思いますけれども、私の考えとしては、できるだけ事業者の負担を減らすような方策を講じるべきだと書くか、一括してやるべきだという意見があったと書くかということで、一括して実施すべきということをこの検討会で決定するというものについては議論があるかなと考えた次第です。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、無添加表示の議論については、第６回検討会でのガイドラインを作ることに皆さん異論はなかったと思います。また、食品表示基準から「人工」、「合成」の用語を削除することについて、これについても反対は無かったと思いますので、事務局の整理案で進めさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

ありがとうございます。

どうぞ、森田委員。

○森田委員 今のスケジュールのところがちょっと分からなかったもので、確認なのですが、今、「合成」と「人工」の用語を、基準を改正してその用語を基準から無くすと

いうことを五十嵐課長が年度明けとおっしゃられたと思います。それに対して、そのような基準改正はガイドラインの検討の後で一括してという意見だったかと思うのですけれども、私は、五十嵐課長がおっしゃるような進め方でいいと思います。

というのは、「合成」と「人工」ということの基準を改正して事業者に影響があるかという、今現状で、表示の中で、義務表示の一括表示の中に「合成保存料」や「人工甘味料」と書かれているものはほとんど無いと思います。一方で、「人工」とか「合成」というふうに書いているのは、一括表示枠外の広告やフロントパッケージの方で書いているわけです。そちらの議論とは分けて、まずは「合成」と「人工」の言葉は実態として義務表示で書かれているものが無いわけですから、まずは基準を改正していただいていいのではないかと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、次に行ってよろしいですか。

ありがとうございます。

次に、論点4の「栄養強化の目的で使用した添加物の表示」の整理の方向性について、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

中垣委員どうぞ。

○中垣委員 私も、この整理の方向性については異論ありません。

その上で申し上げるのですけれども、最初の○ですが、使用した添加物を知りたい消費者がいることや、消費者には分かりにくいことからこうやるのだと書いてあるのですけれども、そうではなくて、表示義務の有無を区分する理由が失われたとか。要するに、どうしてこっちには義務があってこっちには無いのか、説明できない、真つ当な理由が失われつつあるということだろうと思います。まず、それがあって、分かりにくいとかいう議論があるのではないかというのが1点。

2点目は、これは書き方の問題ですけれども、表示を要しないという規定を見直し、義務表示とするということですが、そもそも基本は義務表示なので、表示を要しないという規定を廃止して本則に戻すみたいな書き方が、要するに、理由が失われつつある、よって、要しないという規定を廃止して本則に戻すというような論理構成の方が実態に近いのではないか。分かりにくいとかいうことを理由にしない方が。もちろんそれもあってよろしいのですけれども、メインの理由はそうではないのではないかなということで申し上げたところです。

○西島座長 特に内容的なものではない、整理のものですから、いいですかね。

ありがとうございます。

武石委員どうぞ。

○武石委員 ここは実態調査をすることになっているので、その結果を踏まえていただければと思うのですが、表示の省略規定を使っている場合、恐らくそのスペースの問題などがあって使わざるを得ないということでやっていると思うので、栄養成分表示自体が30㎤

以下は省略規定がありますので、そういったものとの整合性を見ながら、表示の省略規定を使っている事業者がきちんと今後も使えるような形でそういった特例規定みたいなものは残してほしいなと。スペースが小さい場合の省略規定ですね。そういうふうに思います。

○西島座長 事務局、よろしいでしょうか。

○食品表示企画課長 はい。

○西島座長 有田委員どうぞ。

○有田委員 中垣委員からの御意見は、確かにそういうことでいいとは思うのです。けれども、そもそも表示義務がある食品と表示義務がない食品が存在することに対して、もう一度経過等の説明をしていただきたいと思います。

○西島座長 事務局いかがですか。

○食品表示企画課課長補佐 制度的な説明でよろしければ。

○有田委員 はい。

○食品表示企画課課長補佐 まず表示義務がある食品は元々JAS法の中で表示義務がかけられていたもの、そこから引っ張ってきております。一方で、食品衛生法の中では、栄養強化の目的で使用した添加物については、昭和63年の検討会の中で、そのときは諸外国で「添加物としていない」という理由です。もう一つは、別途、栄養成分の方で整理すべきではないかというところで、添加物としての表示は要しないとされました。その食品衛生法の整理はありましたけれども、JAS法は引き続き、栄養強化目的で使用した添加物についても表示をしていこうというような制度でやってきておりますので、表示義務がある食品と表示義務がない食品が存在するというような、そういった制度的な理由で今の基準になっております。

○有田委員 そういう文章をだらだらと書くことがいいかどうかは分かりののですけれども、そういう流れがあり、表示義務のあるなしについて分かりにくい、分からない消費者がいるのは事実です。

そもそも論と、それから、消費者が分かりにくいということは事実なので、そういうこともこの文章の中に入れていただきたいと思います。とりあえずはその確認だけでした。

○食品表示企画課課長補佐 報告書の素案に盛り込む中で、どこに入れるかは検討させていただきます。

○西島座長 内容ではなくて、書きぶりの話ですね。

○有田委員 そうです。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、栄養強化の目的で使用した添加物の表示の議論については、表示させる方向で検討し、その前提として実態調査を行う。さらに、消費者委員会食品表示部会の議論を踏まえて結論を得るということで進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

次に、論点１の一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方と、論点２の用途名表示の在り方について、事務局の整理案と上田委員、武石委員の意見について、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○坂田委員 坂田でございます。

最初に事務局からお示しいただいた案については、特に異議はありませんが、２つ目の○のところで、「義務事項としてではなく一括名や使用用途に関する情報提供を推進し」というところを強力に推進していただくために、例えば、現在の取組例を挙げるような御提案をさせていただきたいと思っていました。

ところが、上田委員の意見書の中に、物質名を知りたい消費者の方は食品事業者へ問い合わせさせていただくのが適当であると考えますというところで、情報提供にはちょっと消極的なのかなという印象を受けたのですけれども、そのように問合せまでしようとする消費者は、特定の添加物を避けたい方ではないかなと思います。一方で、添加物については、学校教育の重要性も述べておられますので、生徒や学生が目の中の食品にどんな添加物が使われているか調べたいと思ったときに、問合せということよりは、事業者のウェブサイトなどで分かるようになっているということの方が重要だと思います。

そこで、御提案ですけれども、１ページ目で、食品表示法第３条の御説明が先ほど事務局からありましたように、非常に重要なのが、「消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重し」というところで、その趣旨を十分に汲んでいただきまして、ウェブ等での情報提供について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

その方法ですが、一括名表示の添加物の中身については、ヒアリングのときに、生協連さんが説明されていまして、容器包装上で省略されている添加物についてもウェブ上で掲載しています、ということでしたので、それをイメージしていただければいいと思いますし、生協連さんの了解が得られましたら、そのウェブページの一部を報告書で紹介していただければと思います。

それから、もう一つ使用用途の情報提供例ですけれども、こちらは第５３回「食品表示部会」の資料にありましたので、今、スライドに出していただきました。これは必ずしも商品と１対１ではありませんけれども、一番上のところで、食品添加物の利用についてメーカーさんの考え方が書いてあって、さらに、その下のところで使用目的が分かりやすく説明されています。分類として、結着増強剤とか、日持ち向上剤というような用語、それから、表示例も挙げて説明されていますので、添加物に対する理解が深まると思います。ですので、こちらも報告書で紹介していただきたいと思います。

このほかに分かりやすいものがありましたら、御紹介いただきたいと思います。これはほんの１例ですので、それぞれ事業者さんが工夫していただければありがたいと思います。

アクセスにつきまして、実はここのメーカーさんのウェブサイトでこのページに辿り着

くの、何度もクリックが必要だったものですから、せいぜいワンクリックぐらいで辿り着けるような工夫もしていただけたらと思います。

それから、先ほどから、食品表示部会で表示の全体像を見ながらというお話が何度も出てきましたけれども、こちらの情報提供については義務ということではないですし、全ての事業者さんに求めているものでもありませんので、なるべくこういうことに取り組んで消費者の理解を深めてくださいということです。食品表示部会の議論とは切り離して取り組んでいただきたいと思います。むしろ、そういう取組が食品表示部会でも参考になるのではないかと考えております。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

事業者の皆様、情報を提供する側として、上田委員、大熊委員、武石委員辺りにちょっと御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

武石委員からどうぞ。

○武石委員 情報提供はおっしゃるように大事だと思いますし、大手を中心にしっかりとウェブで情報提供しているところもありますので、義務ということではなければ、事業者の努力としていろいろな形での情報提供は当然やるべきだし、やっていると思います。

ただ、ウェブについて言うと、何度も言いますが、中小の事業者を含めて、まだそういう環境がないところもありますので、そういったところは、商品に問合せ先を書いて、電話相談で情報提供をするとか、情報提供のための資料を普段から準備しておくとか、どんな情報が必要なのかということをおある程度こういった場で整理していただいて、そういったものは事業者として整理しておくといったことを推進するということについては、特段反対するようなことでもないと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

上田委員何か。

○上田委員 武石委員のおっしゃるとおりだと思います。

私はウェブでの情報発信を決して否定はしておりません。現時点では、すぐに知りたいということであれば、ウェブがなければ、問い合わせいただくのが適当と考えます。企業としても直接個々のお客様から問合せを受けて、それに丁寧に答えるというのは、一つのコミュニケーションとして重要なことで、大事だということを申し上げたいと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

大熊委員、何かありますか。

○大熊委員 事業者様の基本的な視点は消費者視点、つまり、消費者に商品が支持されることが一番原点にあります。そういう中で使用添加物の捉え方は、消費者に非常に関心が高くなっていることから、それぞれのホームページ上で取り上げられています。

それで、現状理解の方向として、パン業界の山崎製パンさんが御説明された業界で使われる添加物、また食肉業界で使われる添加物等、それぞれの業界が、自社の使用添加

物に関して非常に分かりやすく書かれていることが多くなっていると思います。

もう一つ、そういう中で読み取り方とか理解の仕方が必要と思うのは、添加物に関しての疑問・疑念という部分と必要性・有用性も書かれていることが多いので、そういう部分も併せて読み解くとか理解する方向に行くと、添加物に対する全体的な理解が進むのではないかと考えています。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○坂田委員 ありがとうございます。

それぞれの業界で既に取り組んでいただいているようではすけれども、その取り組んでいらっしゃるということが今一つ消費者に届いていないのではないかなという気がしますので、できれば、商品に「添加物についてはこちらを見てくださいね」みたいなことをちょっと書いていただければ、見る機会も増えるかなと思います。

それから、私もちょっと言葉が足りなかったのですけれども、直接、物質名等を知りたい消費者が問い合わせたときにしっかりと答えていただくというのは、上田委員もおっしゃったように、コミュニケーションをとる上で非常に重要だとは思いますが、消費者の理解度も様々ですので、まずは情報提供が非常に大切だと思いました。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○浦郷委員 全国消団連、浦郷です。

論点1、論点2に関しては、この整理された内容で、私も概ねいいと思います。

現行のこの表示制度から現時点で変えることはしないということであっても、添加物の個々の物質名を知りたいという消費者はいるというところで、その要望に対しては、事業者の皆さん、問合せにはきちんと対応してほしいということ。今、対応されているというお話もありましたけれども、検討会の最初の頃に、聞いても答えてくれなかったというようなお話もありましたので、そういう問合せにはきちんと対応をしてほしいということ。

さらに、ウェブの活用というところで、ウェブの活用は、事業者さんも消費者も、それを活用できる人できない人両方いると思うのですけれども、できることからやってほしい。積極的に事業者には情報提供をしてほしいと思います。個々の物質名を知りたいと思う消費者にとっては、店頭で商品を手にとったときに知りたいというところもありますので、例えば、商品のところにQRコードを付けて、「この商品に対する詳細は」みたいな感じで、QRコードでサイトを開いた後、幾つかの項目がある、そのうちの1つが添加物の詳しいところということで、そこへワンクリックで到達できるぐらいの、できるところはそういう工夫の仕方もあるのではないかなというところで、そんなところもし書き込めたらというところでは、とにかく情報提供のところ、これは論点5の普及啓発にもつ

ながってくると思いますけれども、積極的な情報提供を推進してほしいということです。

○西島座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○有田委員 浦郷さんありがとうございます。主婦連の有田です。

当初から、QRコードのことは発言しておりました。問合せをしても、武石委員のところはきちんと答えてはくださるでしょうけれども、全ての事業者がそうだとはいえないと、私は発言したと思うのですね。けんもほろろのところもあります。全ての事業者が丁寧に答えられるような体制には無いと思います。こういう言い方をしたら失礼かもしれませんが、食品関係は中小の事業者が多く、小規模になってくると、なかなか相談窓口の担当者も置けないと思います。ですから、協会みたいなところで丁寧に支援をする等そういう形で情報提供は積極的にしていただきたいと考えています。ここに論点5にということはありませんけれども、どちらかというと日本は情報提供の仕方はちょっと遅れているような気がします。そういうことは積極的に推進するような形で、もし書き込めればそういうふうに書いていただきたいと思います。

○西島座長 佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 消費者庁の皆さんはちょっと大変かもしれないのですが、結局、いろいろな事業者のところのウェブを見るにしても、まずどこを見ればいいのかというのが分からないので、さっき、ワンクリックというお話もあったのですが、消費者庁を窓口として、そこから、パンだったらここを見れば分かったか、何かそういった窓口を一つ作ってもらえるといいのかなと。

例えば、添加物協会でそういう代表的なところをやっていただくのもいいのかなと思うのですが、添加物協会だと、添加物の業界団体なので、食品関係のところの情報を全部そこに集めるのは難しいということを考えると、消費者庁で何か窓口を決めておいて、そのリンク先を貼るというシステムも、今後検討するというのも頭の片隅に入れていただくといいのかなとちょっと思いました。

○西島座長 中垣委員どうぞ。

○中垣委員 リンク先がどうのこうのということに反対する気持ちは毛頭ありませんけれども、QRコードを付すことによって例えば販売が伸びるのであれば、皆さん争ってそちらの方向に向かわれるのではないかと思います。だから、何かそういったコードを付している食品、例えばチョコレートではこのメーカーはやっていますよというのを普及させることもあるのかなと思いますし、そこは自由競争の中で、事業者が負担感を感じるのではなく、やる方法がないのかなというのが感想で、そういう意味では書き振りはお任せしたいと思います。

ただ一点、これは確認しておきたいのですが、先ほど来、ウェブに書くとか問合せとかいうような議論がありますが、例えば香料については、皆開示しろ、教えろと言われても、それは答えられないのだろうなと思います。だから、そこをどこか歯止めのような

なことを報告書の中では、義務ではないので、強調するまでは要らないのかなとは思いますが、そこは一点だけ何かの形で書いておかないと、日本では香料まで、香料以外にもほかにもあるのではないかと恐れているのですが、皆から出せと言われたとかいうようなことになると、また、かえって違う問題を引き起しかねないなと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○西島座長　ありがとうございます。

有田委員どうぞ。

○有田委員　先に中垣委員がおっしゃったところで、昔は、例えばコカコーラは香料の成分は開示してなかったのですけれども、1990年ぐらいにはある程度開示するようになったということもあります。事業者によってはそういうことも行っています。歯止めという言い方よりも、できることとできないことがあることをどういうふうに表示するなどを言っていたかないと、事業者寄りなのですかと言いたくなります。申し訳ないですけれども、そういう感想を1つ。

それから、佐藤委員がおっしゃった、消費者庁が一元化というか、そこからというのは、事故情報もそうですけれども、出していただくのはすごくいいのですけれども、今でも知りたい情報になかなか辿り着けないということもあります。そこにはそこであるべきだとは思ひますけれども、それとは別に、やはり各業界が業界の努力で情報開示をするような、ウェブで行うよりもQRコードの方がスマホで気軽に知ることができると思ひますし、アプリも無料で作れます。そういう努力をしていただきたい。ここの書き振りをどういうふうにするかは、それは置いておいて、そういうふうに感じました。

ですから、何回か前に、消費者庁は消費者庁で、事業者は事業者で、情報提供の努力をしていただきたいと、私、発言をしたと思ひますので、そういうことでよろしくお願ひします。そのとき、武石委員が「今でもやっています」とおっしゃったのですけれども、それでは足りないと思ったので、もう少し出していただきたいということで、意見を出しました。

○西島座長　ありがとうございます。

ほかにありませんか。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員　私の説明というかちょっとあれだったのですけれども、そうではなくて、事業者は個々で自分のものにはこれが入っていますというのをオープンにするのは結構ためらっていたりすると思うので、そうではなくて、団体ごとに、使われる添加物に関する情報を消費者庁に出してもらって、そこで開示するというのもいいのかなというイメージでちょっとコメントしました。

○西島座長　ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○坂田委員　それも一つの方法としていいとは思ひますけれども、基本的には、消費者

は商品を見て、食べた後でも、その包装を見て、こういうものが入っていたのだなと思ったりすることもあるので、あくまでも商品からアクセスできるような形の方がいいと思います。

特に用途などにつきましては、事業者によって、あるいは、商品によって、同じ添加物でも使い道が違っていたりもするものですから、基本的には、その商品から事業者、場合によっては業界団体でもいいのですけれども、その商品ではこの添加物がこういう用途で使われているということが分かるような形にしていだけたらと思います。

それから、中垣委員がさっき香料のお話をされていたのですけれども、生協連のホームページも、一括名表示の中身を開示されているのですけれども、実は複数使っている場合は代表的なものだけを挙げて、「何々等」と書きますよというふうに書かれているのですね。ですので、その辺りは事業者さんができる範囲で、まずは取組を始めていただきたいということです。

以上です。

○西島座長　ほかによろしいでしょうか。

これまでの検討会の議論からは、現行の表示制度を大きく変えるということは難しいというのは皆さん感じられているものだと認識しております。

しかし、一方で、使用した添加物を知りたい消費者もいるわけですから、まずは、情報提供の取組を事業者の皆様にはしっかり進めていただく。特にウェブによる情報提供については、消費者委員会の議論はこれから進められていきますが、検討会としては、制度変更は行わないものの、先ほどの情報提供の範囲の議論を踏まえて、情報提供の取組を可能な限り事業者に積極的に行っていただくという整理をさせていただきたいと思います。

具体的な報告書の書きぶりについては、次回以降お示しする素案を基に、改めて皆さんから御意見を頂ければと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に論点5の整理の方向性について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

普及啓発は積極的に実施することは当然のことであって、取りまとめが総論的になりがちなテーマですので、ここでは特に具体性・実効性が重要だと思います。

中垣委員どうぞ。

○中垣委員　有田委員に、また、事業者寄りかと言われそうな気がするのですけれども、上田委員の紙にあった給食の問題、いつか検討会でも示していただいたのですけれども、あの規定の問題については、報告書の中で検討会としての考え方を示してもらいたいと思います。

上田委員、申し訳ございません。有田委員のお言葉を借用したことで、上田委員に不要な御面倒をお掛けしたのだらうと思います。取り消します。

学校給食衛生管理基準の見直しというか、現在のこの基準に対する検討会としての考え

方は、検討会の報告書の中に残していただきたいというのが私の意見でございます。

○西島座長 有田委員どうぞ。

○有田委員 こういう発言もあったというのを書くことはあるかもしれませんが、全員が削除させるべきだというような意見ではなかったと思います。「有害だ」という項目については、その考え方の背景、その表現は何故入っているかという説明は無いわけですから、そこについては、本文でないところに「疑問に感じるというような委員の発言もあった」ぐらいの表記はいいとは思うのです。けれども、「削除させるべき」、「学校教育の給食管理基準の見直しを申し入れるべきと考えます」という上田委員からの意見を、ここの食品添加物表示の検討会でそのまゝ入れるのは、私はちょっと違うのではないかと思います。

○西島座長 どうぞ。

○浦郷委員 学校給食衛生管理基準の話、後で発言しようと思ったのですが、今ここで出たので。毎回、私は発言させていただきますけれども、「有害」という言葉が食品添加物に係る文言であるならば、学校給食関係者の食品添加物の理解に対して誤認をさせてしまうおそれがあると思います。この検討会の中で、既存添加物のリスク評価は全て終わってないのではないかと、ポストハーベストがあるというお話もありました。だからこの文言が残っているのかどうなのかというところは、文科省の方から直接お話が聞けていません。それは消費者庁の方で呼びかけてはくださっているのですが、参加していただけて、お話が聞けないのはとても残念ですが、誤認をさせてしまうおそれがあるということで、私はこの文言を何とか見直しをしてほしいなと思います。そういう意見があったということは報告書に記載してほしいと思いますし、ほかにも見直しをしてほしいという賛同される方がもしいらっしゃれば、発言していただいて、全員になるか、多数になるか、一部そういう意見があったになるかはちょっと分かりませんが、見直しをしてほしいという意見があったことは報告書に入れていただきたいなと思います。

○西島座長 ポストハーベスト農薬を今ちょっとおっしゃったのですが、法律に合っているかどうかは、都道府県の食品衛生研究所がやっているのですね。そのサンプリングは、洗わないでそのまま検査する、皮ごと食べたことでやることになっているのですよ。それで、安全性を国のほうで大丈夫だという決めているのですね。

○浦郷委員 だから、基準値内の使用は安全性に問題ないということなので、この「有害な」という言葉はおかしいのではないかとこのことを言っているのです。

○有田委員 安全か安全でないかということはここの議論ではないです。ただし、私、先ほどの発言の中でも、そういう意見があったという書き振りはいいけれども、削除すべきだという、積極的にここの中に盛り込むのは違うのではないですかという意見を申し上げました。

○西島座長 森田委員どうぞ。

○森田委員 私は浦郷委員の意見に賛成です。「有害な」というところは削除すべきというのは今までもずっと申し上げてきました。

この論点5にありますように、この食品添加物の表示の問題は食品安全と裏腹で、栄養教諭や栄養士等の専門職を対象とすることが適当というふうに、ここで対象を明示してあります。栄養士の方もいろいろな方がいらっしゃいますが、学校給食に関わる栄養士の方に、私は、今まで講演をさせていただいたことがあります。添加物が有害だと思われる方もいて、そのよりどころになっているのが、学校給食の衛生管理基準だと思っています。その上で、いかに添加物がないものを学校給食で提供するかということに腐心されていらっしゃる現状がありますので、ここの文言を削除するのはとても大事な一歩ではないかと思っています。

○西島座長 どうぞ。

○坂田委員 私も、この「有害な」という文言については削除すべきと考えております。その部分だけではなくて、平成20年の学校給食衛生管理基準の一部改正の通知の中では、「有害な食品添加物はもとより、不必要な食品添加物（着色料、保存料（防腐剤）、漂白剤、発色剤）が添加された食品、云々については、使用しないこと」というふうに、すごくはっきり書かれているのです。それが平成21年の告示になると、分かりにくい書き方になっているなと思います。

それと、前、資料として出していただいたのは、食品の選定の2の部分だけだったのですけれども、1の部分に、食品は過度に加工したものは避け、鮮度のよい、衛生的なものを選定するように、と書いてありますので、過度に加工したものは避けて、つまりなるべく原材料を使いましょうねと書いてあるので、それだけでいいのではないかなと思います。

ですから、この2に書いてある「有害な」だけでなく「不必要な食品添加物（着色料、保存料（防腐剤）、漂白剤、発色剤）が添加された食品」というところも含めて、削除の方向で検討をしていただきたいと思います。

○浦郷委員 私、前回のときは、「有害な」を削除というのを言ったのですけれども、この衛生管理基準の③の食品の選定2というところをよく見ると、有害な食品添加物については使用しないこと、不必要な着色料とかそういう食品添加物を添加された食品も使用しないこととなっていて、「有害な」だけを削除してもやはり誤認を招く、「有害な」はもちろん問題だなとは思いますが、「不必要な」というのも、使用しないことと言い切ってしまうのはどうなのかなと思います。ここ文章全部を一度見直ししていただければなというのを思っています。

○西島座長 上田委員、今の話いかがですか。

○上田委員 意見書に書かせていただいたように、改正すべき基準だと思います。皆さんがおっしゃるとおり、当該文章を全部削除しても、恐らく困ることはないのではないかなと思います。むしろ、リスクコミュニケーションを妨げているという弊害が大きいと思っています。

○西島座長 中垣委員どうぞ。

○中垣委員 この議論ばかりに集中しているのは、時間をもったいないなと思って、先ほどの浦郷さんの御意見にもう尽きているのではないか。一部の委員が言ったのか、多くの委員が言ったのか、一部の委員が反対したのかというようなことで、そこはもう文言の問題ですから、報告書（案）のベースで、座長が示されたものを基に、また、ディスカッションをしたほうが有益ではなかろうかと思ったところです。

○西島座長 ありがとうございます。

○食品表示企画課長 一点だけClarifyさせて下さい。添加物の安全性については、最終的な文言は皆さんの御意見のとおり、報告書の素案を基に議論をする時にと思いますけれども、添加物の安全性については当庁では所管をしておらず、文科省に対して添加物の安全性について何か申し入れをするという権限はないので、そういう書き方はできないということは御理解いただければと思います。

○西島座長 それでは、よろしいでしょうか。

書き振りについてはいろいろありましたけれども、報告書の骨子案に全ての論点の方向性について御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、骨子案についての議論はここで終了させていただきます。

続いて、論点ではありませんが、前回の検討会で委員から質問がありました生鮮食品に使用される添加物について、事務局が資料を準備してくださいましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 「参考」と書いてある資料ですね。「生鮮食品に使用される食品添加物について」を御用意ください。

第4回の検討会で論点を整理した際に、生鮮の水産物や野菜や果実等に対する添加物の使用について御質問がありましたので、限られた時間ではあるのですが、消費者庁で使用状況について関係者に聞き取り等を行いましたので、網羅的な調査結果とまでは必ずしも言えるものではないのですが、これまでこちらの方で行った結果を以下のとおり示させていただきました。

まず1つ目として、水産物ですが、主に業務用の生鮮食品、つまり、加工食品の原材料として使用される食品に次の添加物を使用しているようなことをお話しされました。ただ、業者間で流通しているときは、情報伝達として表示は行っているというお話でした。特に使用があるというところは、赤魚だったり、キンメダイだったり、元々表面に色が着いているお魚ですね。こういったものについては、原材料の段階で長期保管されることもありまして、その長期保管される際に酸化が起きると色があせてしまうといったこともありまして、アスコルビン酸だったり、エリソルビン酸ナトリウムといったものが使用されるということでした。

それから、冷凍のエビ、冷凍のカニ、こういった甲殻類については、従来から酸化によ

る黒変が言われていますので、そういった黒変を防止するために、亜硫酸塩を使用しているというようなお話がありました。

ただ、次の○のところで示しておりますけれども、上記の添加物については、加工される際、あるいは、流水で解凍する、そういった工程の中で、あるいは、解凍して切り身にして販売されるようなものもありますので、そういった場合には流水洗浄されると、そういった工程の中で除去されていって、最終製品には残っていない。ですので、最終製品が加工食品の場合ですと、そこに効果を及ぼさない程度の残存であれば、その場合にはキャリーオーバーとしての扱いにもなりますし、一方で、丸のまま凍らせたものを解凍して切り身にして冷蔵にして販売するような場合は、そういった場合は流水の過程で残っていないということです。そうすると、加工助剤の扱いとなって、表示はされない扱いになっていきます。

※で示していますけれども、食品表示基準上では、冷凍食品というカテゴリーがありまして、切り身又はむき身にしたり、魚介類を凍結させたものは、食品表示基準上は生鮮の扱いで別表第24になっているのですけれども、食品添加物の表示義務は課せられている状況です。

それから、2つ目として、果実と野菜についてですけれども、丸のままというよりはカットして使うようなカット野菜、千切りキャベツを思い浮かべていただければと思いますけれども、そういったものは殺菌目的で使用する添加物（次亜塩素酸ナトリウム）が主とおっしゃっていましたが、そういったものがありまして、使用した添加物の臭いが最終的には残らないように水洗で除去されている。先ほどの魚のところで示したような加工助剤の扱いになっています。

あとは、かんきつ関係ですと、防かび剤が使用されているものに関しては、食品表示基準に従って表示していますというようなお話でした。

もう一つ、その他のところですが、これは農林水産省関連の資料の中で、貯蔵中のかんきつ果実の腐敗等を防止するために、今、既存添加物として「カワラヨモギ抽出物」がありますけれども、それを製剤にしているというような資料がありました。ただ、個々の使用実態としては、そこまでは調べられていなくて、不明というような状態です。農林水産省のその関係の資料によりますと、この物質には防かび的な効果も認められているということもありますので、使用実態を確かめてないところですが、防かび剤と考えられるのではないかというのが、今の我々の見解です。

事務局からの報告は以上です。

○西島座長　ありがとうございました。

続きまして、生鮮食品について坂田委員から事務局へ質問がありますので、坂田委員お願いいたします。

前方のスクリーンを御覧ください。なお、質問が複数ありますので、一つの質問を読み上げた後、事務局が回答するというのを繰り返す流れで進めさせていただきます。

質問 1 から、坂田委員お願いいたします。

○坂田委員 実態調査の御報告ありがとうございました。

生鮮食品は実は非常に調べれば調べるほど分かりにくいなと思うことがありまして、それで、幾つか質問をさせていただきます。あえて、この場で質問をさせていただいて、お答えと併せて、議事録に残していただきたいと思いますと思いまして、出させていただきました。

まず、生鮮食品の場合の容器包装の範囲のことですけれども、食品表示基準の生鮮の個別的義務表示の第19条で、一般生鮮食品のうち、別表第24の上段に掲げるものを販売する際には、同表の中欄に掲げる表示事項を表示するというふうに書かれていますけれども、第20条で、容器包装に入れないで販売する場合は、第19条は適用しないという旨の条文がありました。

このことから、別表第24の上欄に掲げるもので容器包装されたものについては、添加物等の表示が必要になると読み取れるのですけれども、まず1番の質問を読ませていただきます。

別表第24で、切り身又はむき身にした魚介類であって生食用のものは、添加物の表示が義務付けられていますが、スーパーなどでトレーに入れてラップしたもの、例えば刺身用の短冊ですね。1種類の魚の切り身ですから生鮮に当たるということになります。それに添加物の表示はありません。容器包装に当たらないと考えて、お店の人に聞くしかないのでしょうか。それとも、容器包装ではあるけれども、添加物の表示がなければ使われていないと考えればいいのでしょうか。食肉も同じように容器包装であれば添加物の表示が必要です。生鮮食品における容器包装とはどのようなものなのでしょうか。お願いします。

○食品表示企画課課長補佐 まず1問目ですけれども、容器包装に入った生食用の魚介類については、食品表示基準上、表示義務が課せられておりますので、そのトレーでラップがされているものであって、そこで添加物の表示が無いというのであれば、一般的には添加物は使用されていない。あるいは、加工段階で使用されていたとしても、最終製品には残存しないような管理がなされているのではないかと考えております。

それから、容器包装の定義のところですが、ここについては、食品表示基準の第2条で規定しておりまして、食品又は添加物を入れ、又は包んでいるもので、食品又は添加物を授受する場合、その場で引き渡すものという定義を置いております。この定義につきまして、生鮮食品と加工食品でそういった区別は行っておりませんので、加工食品であっても生鮮食品であっても、容器包装は同じものです。

○坂田委員 分かりました。インストアで包装しても、それは容器包装に当たるといことですね。

○食品表示企画課課長補佐 そうですね。

○坂田委員 包装した状態で引き渡されるものですね。

○食品表示企画課課長補佐 はい。

○坂田委員 ありがとうございます。

では、2 番目です。

同じく別表第24で、切り身又はむき身にした魚介類であって生食用のものは、添加物の表示が義務付けられていますが、生食用の殻付きエビに表示義務が無いのはなぜでしょうか。また、加工用の魚介類の例えば切り身等に表示義務が無いのはなぜでしょうか。なぜ生食用のものに限っているのでしょうか。

○食品表示企画課課長補佐 これは元々食品衛生法のときの表示基準の考え方から来ているのですけれども、生食用の殻付きのエビについては、定義自体が切り身又はむき身にした魚介類としていますので、殻が付いた状態はむき身にはしておりません。別表第24の切り身又はむき身にした魚介類であって生食用のものに該当してこないのので、添加物の表示義務は係ってこないということになります。

併せて、加熱用の魚介類に表示義務が無いことについてですけれども、これは食品表示法ができる前、別表第24で記載した生食用の切り身又は魚介類の別表第24にある添加物に関わるものは食品衛生法で元々規定されていまして、この表示が義務付けられたのは平成13年ですけれども、この平成13年当時、腸炎ビブリオという食中毒が多発していた時期です。最近では余り発生してないと思いますけれども、平成13年当時は多発していた状況です。その多発していた腸炎ビブリオの食中毒への対応を目的として、食品衛生法の中で加工基準だったり、保存基準、そういったものを定めていきました。その中で併せて、生食用という表示だったり、保存温度の表示だったり、その中で添加物の表示も併せて義務づけられたということになりますので、元々は食中毒対策というところもあり、生食用をメインにしたところでありましたので、加熱用までは義務がかけられてなかったという整理になります。

○坂田委員 分かりました。

3 番目お願いいたします。別表第24で、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類を凍結させたものは、添加物の表示が義務付けられています。スーパーなどでは、殻をむいていない冷凍エビで、例えば「養殖 解凍 加熱用」と記載されているものについて、酸化防止剤などの添加物表示がある商品を見かけます。これは任意で表示していることになるのでしょうか。また、なぜ冷凍に限って添加物の表示を義務付けているのでしょうか。解凍した途端義務が無くなるのはなぜかということについて教えてください。

○食品表示企画課課長補佐 まず①ですけれども、こちらは御質問のとおり、任意で表示していることだと考えております。ただ、消費者庁のQ&Aの中では、添加物を使用しているのであれば表示することが望ましいとしていますので、この事業者さんはこれに従って表示していただけているのではないかと考えています。

それから、②で、なぜ冷凍に限って添加物の表示を義務付けているかというところですが、こちらはかなり昔の話になるのですけれども、昭和46年当時、国内の低温技術の技術的な開発に伴う冷凍食品が、生産され、消費量が増加していった時代です。そのときに、流通の範囲も広がっていったと、そういった実績を基に、冷凍食品の範囲を食品衛

生法の中で広げております。その広げたときに、切り身又はむき身にした魚介類を凍結させたもの、こういったものが冷凍食品として扱われるようになって、冷凍食品は表示の対象でしたので、そのときに併せて表示義務の対象になっていって、添加物についても表示が義務付けられていったということになります。解凍されてしまいますと、当然、それは冷凍食品ではなくなってしまいますので。

以上です。

○坂田委員 冷凍だと、添加物の表示が必要なわけですか。

○食品表示企画課課長補佐 横断的にはかけられているということで、別表第24で食品衛生法の中で表示義務が課せられていたものは、冷凍食品ですから、当然、賞味期限、保存温度の表示も必要になりますけれども、保存温度の表示だったり、期限の表示だったり、それと併せて、添加物という表示もセットでかけられていたというのが技術的な整理とされております。

○坂田委員 分かりました。

では、4番目お願いします。

ばら売りのあんずやおとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、西洋なし、ネクタリン、びわ、もも及びりんごは、食品表示基準では添加物の表示義務はありませんが、防かび剤については表示するように指導されていると前回もお話がありました。防かび剤の表示が義務になっていないのはなぜでしょうか。なぜ指導にとどまっているのでしょうか。

今後、いろいろ防かび剤が開発されれば、国産のリンゴとか桃などにも使われる可能性がありますので、なぜ義務にしていけないかというところが分からないのでお願いします。

○食品表示企画課課長補佐 こちらは、容器包装に入れず、いわゆるばら売りに関しましては、消費者に販売する場合においては、義務ではなく、通知の中で表示の指導を求めているところです。添加物の表示につきましては、特に防かび剤のところは、食品衛生法のところをそのまま踏襲しているところですが、元々食品衛生法の中では、容器包装に入れられた食品を対象としていたという経緯があって、そのまま持ってきている状況です。基本的には、当時から、表示を考える際には、コーデックスの考え方を取り入れたと思いますけれども、コーデックスの中でも、包装食品の表示に関する一般規格もありますので、包装されている食品が表示をする対象となるのかなと考えております。

○坂田委員 分かりました。

では、最後です。

これはと畜場でのことですが、解体した畜肉は次亜塩素酸ナトリウムなどをかけて消毒するそうですが、最終食品に残存しないことから、スーパーなどで販売する場合には、加工助剤として表示が免除されていると考えればよろしいのでしょうか。

○食品表示企画課課長補佐 これは、坂田委員の御質問のとおりで、食肉自体に添加物を含めて表示義務が課せられておりますので、表示がされていないというのであれば、最終製品に効果を及ぼしていないか、加工助剤とされているのではないかと考えております。

○坂田委員 分かりました。いろいろ歴史があって、言われてみれば納得する部分もあるのですけれども、なかなか消費者には難しいルールだなと思いますので、また、将来、検討されればいいなと思います。どうもありがとうございました。

○西島座長 ありがとうございます。

事務局から回答いただいたところですが、事務局資料について、御意見のある方がいらっしゃれば、簡潔にお願いいたします。論点に無い部分ですので、簡潔にできればと思います。特にという御意見があれば。

よろしいでしょうか。

生鮮食品に関する添加物の表示については、本検討会では、生産者の委員がいないわけですね。また、そもそも論点に入れないということもありますので、今回の検討会においては、生鮮食品に関する議論についての記録を残すということに対し方向性は出さないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。

各論点の整理の方向性がまとまりましたので、事務局には、この整理の方向性を基に報告書の素案を作成してもらいます。

次回は、事務局から報告書の素案を示していただき、それについて御議論いただきたいと思います。

次回の日程について、事務局よろしいでしょうか。

○食品表示企画課課長補佐 次回の日程についてお知らせします。

第9回の日程につきましては、2月27日（木）13時からとなっております。開催場所につきましては、ここではなくて、前回検討会を行いました新橋の会議室になります。

以上です。

○西島座長 次回も引き続き、各委員におかれましては、活発な御議論をお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事は終了いたしましたので、第8回検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。